

投票率は58.90%

第46回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

第46回衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票が12月16日、全国各地で行われ即日開票の結果、小選挙区で自由民主党の鈴木俊一さんが当選しました。
また、比例区でも自由民主党が前回より得票率を伸ばしました。町でも25投票所で、午後8時まで投票が行われましたが、投票率は58・90%で前回は9・67ポイント下回りました。

☆小選挙区選出議員選挙（岩手2区）

候補者名	葛巻町		岩手2区	
	得票総数	得票率	得票総数	得票率
鈴木 俊一	2,244	61.84%	96,523	56.54%
畑 浩治	1,250	34.44%	63,695	37.31%
久慈 茂雄	135	3.72%	10,491	6.15%

☆比例代表選出議員選挙

政党名	葛巻町		岩手県	
	得票総数	得票率	得票総数	得票率
自由民主党	1,433	41.80%	144,396	23.30%
日本未来の党	769	22.43%	42,479	22.41%
民主党	500	14.59%	122,501	19.02%
日本維新の会	208	6.07%	40,896	10.60%
みんなの党	158	4.61%	29,228	5.91%
公明党	129	3.76%	68,275	6.59%
日本共産党	108	3.15%	38,065	6.35%
社会民主党	75	2.19%	5,425	4.54%
新党改革	28	0.82%	2,886	0.84%
幸福実現党	20	0.58%	2,886	0.45%

☆投票区別の投票率（小選挙区）

番号	投票所名	有権者数	投票率
1	名前端公民館	46	82.61%
2	鷹の巣公民館	50	78.00%
3	上外川林業研修センター	27	77.78%
4	小田林業研修センター	219	74.43%
5	冬部生活改善センター	63	73.02%
6	田屋集落センター	89	67.42%
7	田野構造改善センター	199	66.83%
8	元木生活改善センター	186	65.59%
9	車門ふるさと会館	187	65.24%
10	新町自治会館	740	63.24%
11	総合センター	689	62.84%
12	田代コミュニティセンター	268	59.33%
13	土谷川生活改善センター	104	58.65%
14	寺田公民館	162	58.64%
15	夢見る里ふれあい交流館	174	58.62%
16	小屋瀬農村センター	311	58.20%
17	橋場生活改善センター	326	57.36%
18	五日市生活改善センター	429	56.88%
19	水車の里交流館	133	54.89%
20	茶屋場自治会館	786	53.05%
21	ゆきわりそう	184	51.09%
22	馬淵公民館	214	50.47%
23	江刈農村センター	433	49.42%
24	星野生活改善センター	297	48.82%
25	毛頭沢林業研修センター	11	45.45%
町全体（在外選挙人含む）		6,333	58.90%

園児を募集します

平成25年度、町立保育所への新たな児童の入所希望を受付します。また、現在入所している児童の聞き取り調査も実施します。

1. 入所定員

葛巻70人、五日市30人、小屋瀬20人、江刈20人

※3歳以上の保育に欠けない児童は葛巻15人、他の3園は定員の範囲内。

2. 入所申込書の配布

新たに保育所へ入所を希望する保護者に、1月4日から教育委員会事務局、各保育園で配布します。

現在入所している児童については、実態調査票を配布します。

3. 申込書の受け付け、聞き取り調査

▼日時
① 1月16日(水) 9時～18時
② 1月17日(木) 9時～19時

▼場所
総合センター2階 産業経営相談室

必要な書類



■保育に欠ける児童

- ①保育所入所申込書・同意書…児童1人に1部必要
- ②保育料を決定する書類…保護者とその配偶者分
→確定申告をする人は「平成24年分所得税の確定申告書の写し」、していない人は「給与所得の源泉徴収書」
→平成24年1月1日以降に葛巻町に転入した人は、前住所地の役所発行の「課税証明書」などを提出
- ③雇用・就労証明書

- 1) 母親が、会社などに勤務（内職やパートを含む）している場合 → 事業主から証明を受ける
- 2) 母親が自営業（商業、農業の協力者を含む）の場合 → 地区の民生委員から証明を受ける

④診断書、介護申告書…該当する人のみ

- 1) 病人の看護などが入所の理由になる場合 → 診断書
- 2) 母親が妊婦の場合 → 診断書または母子手帳の写し

■保育に欠けない児童

上記の①および②

☎教育委員会幼児学校教育室 ☎66-2111内線273

農家の皆さん

老後の備えに農業者年金を

①農業に従事している人は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

③保険料は自分で選べいつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直しできます。

④終身年金で80歳までの保証つき

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取ることができる農業者老齢年金の額の現在価値に相当

する額を、ご遺族（死亡者の死亡時に同一生計であった配偶者や子など）に死亡一時金として支給します。

⑤税制面で大きな優遇措置

支払った保険料は全額（一人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の人は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます）

⑥認定農業者などには保険料の国庫補助が

認定農業者で青色申告している人やその人と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の人など一定の条件を満たす人は、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。この国庫補助額に見合う年金

しっかり積立て
がちりサポート
安心で豊かな
老後を



は、農地などの経営の継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地などの経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。農業の担い手の皆さまへの特別な支援です。

■平均寿命は？

農業者の平均寿命は男性87歳、女性92歳。日本人の平均寿命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者の平均寿命が長くなっています。



■老後の生活費は？

高齢農家世帯（65歳以上の夫婦2人）の生活費は、現金支出で月額約23万円。国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千円、夫婦あわせて月額約13万円。不足する生活費については自分で準備する必要があります。



農業者年金の加入相談は

- ▶農業委員会 ☎66-2111 内線250・251
- ▶JA新しいわて葛巻中央支所 ☎66-2444
- ▶お近くの農業委員まで